

# 岐阜県公報

第二千五百三十四号  
平成二十六年四月四日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税 務 課) 二二九
- 漁業の免許の内容たるべき事項等の変更 (農 政 課) 二二九
- 道路の区域変更 (道 路 維 持 課) 二二〇
- 道路の供用開始 (同) 二二〇
- 保安林の指定 (郡上農林事務所) 二二一

### 公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環 境 生 活 政 策 課) 二二一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二二三
- 指定自立支援医療機関の指定 (保 健 医 療 課) 二二三
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商 業 ・ 金 融 課) 二二三
- 平成二十七年岐阜県農業大学校入学試験の実施 (農 業 経 営 課) 二二三
- 公共測量の終了 (用 地 課) 二三四
- 土地改良区役員の住所の変更 (下呂農林事務所) 二二六

## 告 示

岐阜県告示第三百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
牧田石油	牧田 吉弘	各務原市那加野畑町二丁目四三番地	平成二六・二・二〇

岐阜県告示第三百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項の規定により漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

公示番号	変更した事項	変更前	変更後
内共第一号	存続期間	平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで	平成二十六年八月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
	免許予定日	平成二十六年一月一日	平成二十六年八月一日



県道	白鳥線	関市板取字雁羽瀬四六二番 二八地先から	1100.0	平成 二六・四・四	平成 三〇・九・二〇
	板取線	同市同 字黒谷四六三七番三 五地先まで			

岐阜県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	中之元線 古川線	揖斐郡大野町大字古川字村東 二二九番二地先から 同 郡同 町大字同 字小川 一四六番一四地先まで	1100.0	平成 二六・四・四	平成 三〇・三・一六

岐阜県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
郡上市高鷲町大鷲字向正会一五六六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年三月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ささゆり
- 三 代表者の氏名 蔵澄 孝治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩五三五番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に暮らす障がい者（児）の方々にたいして相談支援をはじめ、必要な福祉サービス、求めら

れる福祉事業を行い、日常生活及び社会生活を支援し福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年三月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マリアの丘
- 三 代表者の氏名 貞銅 八千代
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市三井町四丁目二六一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、有料老人ホームの設置・運営及び管理に関する事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業、高齢者及び障害者の日常生活・就労等の支援に関する事業、高齢者及び障害者と地域住民との交流会等の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
みずの薬局	土岐市泉町久尻四七の二	精神通院	平成 二六・四・一
有限会社 新岐阜薬局	岐阜市西問屋町十四番地	精神通院	同
アイセイ薬局 揖斐川店	揖斐郡揖斐川町三輪一〇五	精神通院	同
ピノキオ薬局 那加店	各務原市那加西野町一三〇一	精神通院	同
日本調剤 三輪薬局	揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八の二	精神通院	同
マイはーと薬局	羽島市竹鼻町飯柄一〇の一	精神通院	同
ささゆり薬局 宝町店	多治見市宝町二の三三二の一	精神通院	同
つくし調剤薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代一九〇の三	精神通院	同
スギ薬局 羽島正木店	羽島市正木町大字曲利一〇六八	精神通院	同
ニクニコ調剤薬局 関店	関市西本郷字笹島二二八の一	精神通院	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーション ぎすな	岐阜市数田南三丁目五番地二二三の二〇一号	精神通院	平成 二六・四・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年四月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・  
金融課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年三月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ラスバ御嵩 Bゾーン

可児郡御嵩町上恵土字浦畑二三〇一番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) アヒタ御嵩店 Bゾーン

(変更後) ラスバ御嵩 Bゾーン

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニークグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ  
ては代表者の氏名

(変更前) ユニーク株式会社 (ユニークグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路

(変更後) ユニーク株式会社 代表取締役 佐古則男 外二者

平成二十七年岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則(昭和五十七年岐阜県規則第五十二号)第九條の規定により、  
平成二十七年年度岐阜県農業大学校入学試験を次のとおり実施します。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試

二 入学定員

三十名

推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十條第一項に規定する者又は同  
法による高等学校を平成二十七年三月末日までに卒業する見込みの者であること。

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

四 受験手続

受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書(指定用紙)

2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書(指定用紙)

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成二十六年十月一日(水)から同月十七日(金)まで

一般入試

一次募集 平成二十六年十二月八日(月)から平成二十七年一月十六日(金)ま

で

二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)

平成二十七年二月十九日(木)から同年三月三日(火)まで

なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印が  
あるもの限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百八十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書に貼り付けて納付してください(消印をしないこと)。

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十六年十月二十四日(金) 午前九時四十五分から午後四時まで

一般入試

一次募集 平成二十七年一月二十三日(金) 午前九時四十五分から午後四時まで  
二次募集(実施する場合)  
平成二十七年三月九日(月) 午前九時四十五分から午後四時まで

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区 分	筆 記 試 験	面 接 試 験	小 論 文
推 薦 入 試	無	有	有
一 般 入 試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうち のいずれか一科目	有	無

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十六年十一月七日(金) 午前十時

一般入試

一次募集 平成二十七年一月三十日(金) 午前十時  
二次募集(実施する場合)  
平成二十七年三月十三日(金) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十七年年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十六年度の場合、年額六万九千二百二十円です。

4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所にお問い合わせください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方事務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成二十六年一月二十五日から

同 年二月二十八日まで

四 作業地域

多治見市金岡町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び住吉町一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、七丁目並びに上野町五丁目

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（基準点管理）

三 作業期間

平成二十五年十二月二十五日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市松町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十五年八月二十三日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

羽島郡笠松町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成二十五年九月二十七日から

同 二 十 六 年 三 月 二 十 日 まで  
四 作 業 地 域  
安 八 郡 神 戸 町

土 地 改 良 区 役 員 の 住 所 の 変 更

土 地 改 良 法 ( 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 九 十 五 号 ) 第 十 八 条 第 十 六 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 土 地 改 良 区 の 役 員 の 住 所 が 変 更 に な っ た 旨 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 十 七 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平 成 二 十 六 年 四 月 四 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

住 所 変 更 し た 役 員

土 地 改 良 区 名	役 名	氏 名	変 更 前 の 住 所	変 更 後 の 住 所
下 呂 市 萩 原 町 羽 根 一 〇 三 番 地	理 事	高 田 直 行	下 呂 市 萩 原 町 羽 根 一 〇 三 番 地	高 山 市 石 浦 町 三 丁 目 四 八 七 番 地

平 成 二 十 六 年 四 月 四 日 発 行

発 行 者 岐 阜 県 庁

岐 阜 市 藪 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

編 集

岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社